

令和4年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 成果報告書（概要版）」 神奈川県教育委員会

1. 事業の目的

県教育委員会が中心となり、県立学校や医療施設等と協力し、入院等により通学が困難となっている高等学校段階の生徒への遠隔授業を行い、包括的な支援により当該生徒の単位修得や進学・卒業につなげる。

2. 事業の内容

次の3種類の支援を組み合わせることで、入院等により通学が困難となっている生徒の単位修得や進学・卒業につながる遠隔授業を行う。

- (1) 「講師派遣」による学習支援
- (2) ICTを活用した1対1の遠隔学習支援
- (3) ICTの活用により集合型授業に参加する同時双方向型の授業（同時双方向型遠隔授業）

3. これまでの経緯

平成26年から、入院等により通学が困難となっている高等学校段階の生徒への支援を行っている。

	事業名称等	内容
1	講師派遣による学習支援	医療施設等に講師を派遣し、1対1の指導により学習支援を行う。 入院等により通学が困難となっているが、修学的意思を強く持ち学習意欲がある生徒を支援の対象とし、1対1の指導により生徒が学習した時間を、学習した科目の指導時間と認めることとし、その日を出席した日とするものである。
2	ICTを活用した1対1の遠隔学習支援	講師を医療施設等へ派遣することができない状況を想定し、対面による学習支援に加えて、ICTを活用した遠隔による学習支援を行う。 対面による学習支援だけでなく、ICTを活用した1対1の遠隔学習支援において生徒が学習した時間についても、学習した科目の指導時間と認めることとし、その日を出席した日とするものである。
3	同時双方向型遠隔授業	入院等により通学が困難となっている生徒が、教室側にいる生徒と同じ授業を受けられるように同時双方向型の授業に参加した場合、一定の条件のもとで、参加した授業の時間分を出席と扱うこととし、その日を出席した日と扱うことができる。

- 遠隔授業の実施に当たっては、県立学校の申請により開始することとなる。
- 県教育委員会が窓口となり、必要に応じて医療施設等と調整を行う。
- 該当生徒が高等学校及び中等教育学校に在籍している場合は、高校教育課が窓口となる。
- 該当生徒が特別支援学校に在籍している場合は、特別支援教育課が窓口となる。

令和4年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 成果報告書（概要版）」 神奈川県教育委員会

4. 関係者間の働きかけ

働きかけ	主な内容
県立学校 ➡ 県教育委員会	○学校に所属する教員以外に、新たに講師が必要な場合は、県教育委員会へ申請の手続きを行う。 ○遠隔授業実施に係る計画書を作成するとともに、必要書類を準備し県教育委員会に提出する。 ○遠隔授業終了後に、県教育委員会に報告書を提出する。
県教育委員会 ➡ 県立学校、医療施設等	○取組について概要説明を行う。 ○ICTを活用した遠隔授業を実施する場合は、ICT環境の課題の把握や個人情報等の確認等を行う。 ○遠隔授業実施に向けたICTの活用について計画を立て、必要に応じて当該機器を学校に届ける。
県教育委員会 ➡ 県立学校	○遠隔授業の趣旨、実施に向けた流れ、及び使用するICTについて説明を行う。 ○同時双方向型の遠隔授業を実施する上での留意点等を確認する。 ○教育課程を踏まえた指導に関する協議を行う。
県立学校 ➡ 生徒・保護者 医師等	○遠隔授業の趣旨、実施に向けた流れ、及び使用するICTについて説明を行う。 ○日程調整、及び遠隔授業に係るカリキュラム等について説明を行う。 ○医療施設や家庭における端末やネットワーク環境等の確認を行う。
県立学校、保護者、医療関係者 ➡ 特別支援学校	○生徒の不安やストレス軽減のために、通院中や入院前に相談する。 ○復学に向けた見通しなどについて相談する。 ○学校生活のことで具体的に困っていることなどを相談し、生徒が安心して学習活動に移行できるよう協力体制を構築する。

5. 今後の課題

次年度以降も、学校が主体となって本事業を円滑に運用できるような取組とすることが必要であるが、併せて、学校の状況を県教育委員会が把握し、特に、県立特別支援学校の教育相談コーディネーターとの連携状況について調査を行うなどして、必要な改善策を継続して検討することが課題である。

また、県立こども医療センターや県立がんセンター患者支援部患者支援センターとの連携を通じて、医療関係者の助言を基に病気療養中等の生徒への支援を関係者が共に考える機会を設定し、学校が安心して同時双方向型授業を実施できるよう努めることが課題である。

本事業は、文部科学省の委託を受け、実施したものです。

報告書の詳細は、下記URLからご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/r01/1422837_00003.htm

